

〈 所得の区分に関するチェックシート 〉

以下の文中の「世帯」とは、自立支援医療を申請する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には被保険者のみ、国民健康保険や後期高齢者医療保険の場合には同一保険に加入している方全員をいいます。

【所得区分について】

- 1 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
  - ・受けている：「生保」
  - ・受けていない：2へ
- 2 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか。
  - ・課税されていない：3へ
  - ・課税されている：4へ
- 3 自立支援医療を受診する方の収入が80万9千円以下ですか。  
 （※収入とは老齢・障害・遺族年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額）
  - ・80万9千円以下：「低1」
  - ・80万9千円を超える：「低2」
- 4 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市町村民税額（所得割のみ）は、以下のどの金額に該当しますか。
  - ・市町村民税額（所得割） 3万3千円未満：「中間1」
  - ・市町村民税額（所得割） 3万3千円以上23万5千円未満：「中間2」
  - ・市町村民税額（所得割） 23万5千円以上：「一定以上」
- 5 「重度かつ継続」（※下記参照）に該当しますか。
  - ・該当する：「重度かつ継続」の「該当」
  - ・該当しない：「重度かつ継続」の「非該当」

※ 更生医療における「重度かつ継続」の対象範囲

腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

【自己負担額について】

← 一定所得以下 →			← 中間的な所得 →		← 一定所得以上 →
← 「生保」 →	← 「低1」 →	← 「低2」 →	← 「中間1」 →	← 「中間2」 →	← 「一定以上」 →
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		自立支援医療の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			「重度かつ継続」		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	★ 負担上限額 20,000円

★「重度かつ継続」該当者かつ市町村民税の所得割額が23万5千円以上の世帯に属する者（一定以上該当）の負担上限額を2万円とした支給認定期間は、令和9年3月31日までです。